

静岡市教育大綱

令和6年11月

静岡市

1 策定背景

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項では、「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める」としています。

静岡市は、令和5年3月に静岡市教育委員会が策定した、第3期静岡市教育振興基本計画の下、「こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校を中心として、子どもたちを取り巻く家庭、地域社会、これらを支える行政を含めた教育に関わる取組」を推進しています。

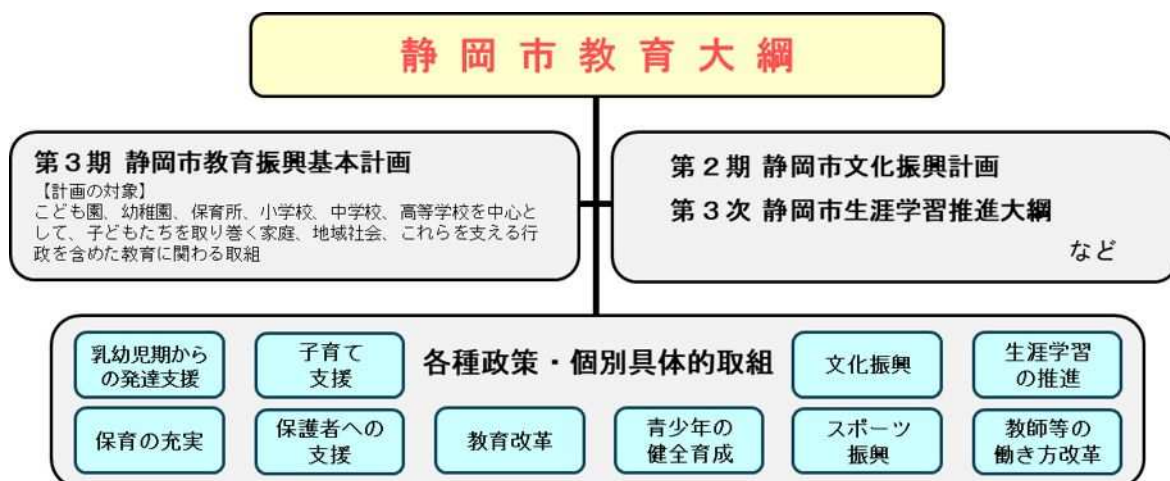
その後、令和5年6月に、「教育基本法」第17条第1項に基づく、国の第4期教育振興基本計画が閣議決定されました。そこでは、教育の普遍的使命は変わらないものの、社会や時代が大きく変化する中、目指す社会の姿についても、一人ひとりの幸福感を高めていくことや、予測できない未来に向けて持続可能な社会を創っていくことが重要であるとしています。また、主観的ウェルビーイング（多様な個人それぞれが感じる幸せや生きがい）の向上や多様な教育ニーズへの対応など、新たな概念、方針が示されました。

そこで、本市としても、第3期静岡市教育振興基本計画の取組を推進しつつ、国の第4期教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、静岡市教育大綱（以下、「本大綱」という。）を策定しました。本大綱は、全世代・全市民を対象に、主観的ウェルビーイングの概念や多様な個々の状況に応じた学びの実現などを組み込み、これからの時代にふさわしい教育の基本理念、方針などを定めています。

2 位置付け

本大綱を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づく、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に位置付け、その内容に則した各種政策・個別具体的取組を推進します。

【本大綱と各種政策・個別具体的取組等との関係性】



3 対象期間

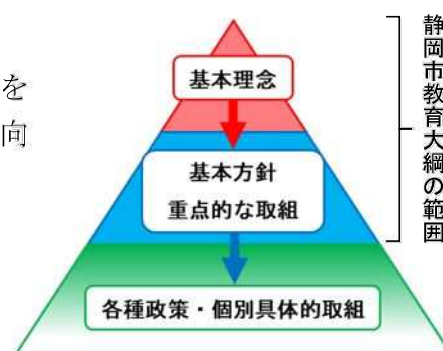
本大綱の対象期間は、国の第4期教育振興基本計画の対象期間が令和5年度から令和9年度までの5年間であることを参考とし、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

4 構成

本大綱は、本市の教育行政における最上位概念となる「基本理念」、基本理念を具体化する「基本方針」、基本方針を推進する上で、特に重きを置いて実施していく「重点的な取組」の3層構造とします。

基本理念から、具体性をもつ重点的な取組までを定めた教育大綱とすることで、本市教育行政の方向性を明確化しています。

そして、本大綱に則した各種政策・個別具体的取組を、市と地域との協働により実施していくことで、基本理念の実現を目指します。



5 基本理念

**多種多様な学びと地域の教育力を通じて、
一人ひとりが心豊かで幸せを感じられる人生を送ることができる基礎を作るとともに、
持続可能な社会を支える人を育てる**

本大綱は、乳幼児から高齢者まで、全世代・全市民が対象です。

学童期や成人期などの人生の段階に合わせた学びの実現と、地域の協働により、家庭や学校などの教育環境を支えていく仕組みを整えることで、地域や社会にある「大きな力（一人ひとりがもつ小さな力の結集）」と「大きな知（学びや経験によって得られた知恵や技術）」がつながり、新たな価値を共に生み出す「共創」を促進し、みんなで子育てや教育を支えていく「安心感がある温かい社会」を築きます。

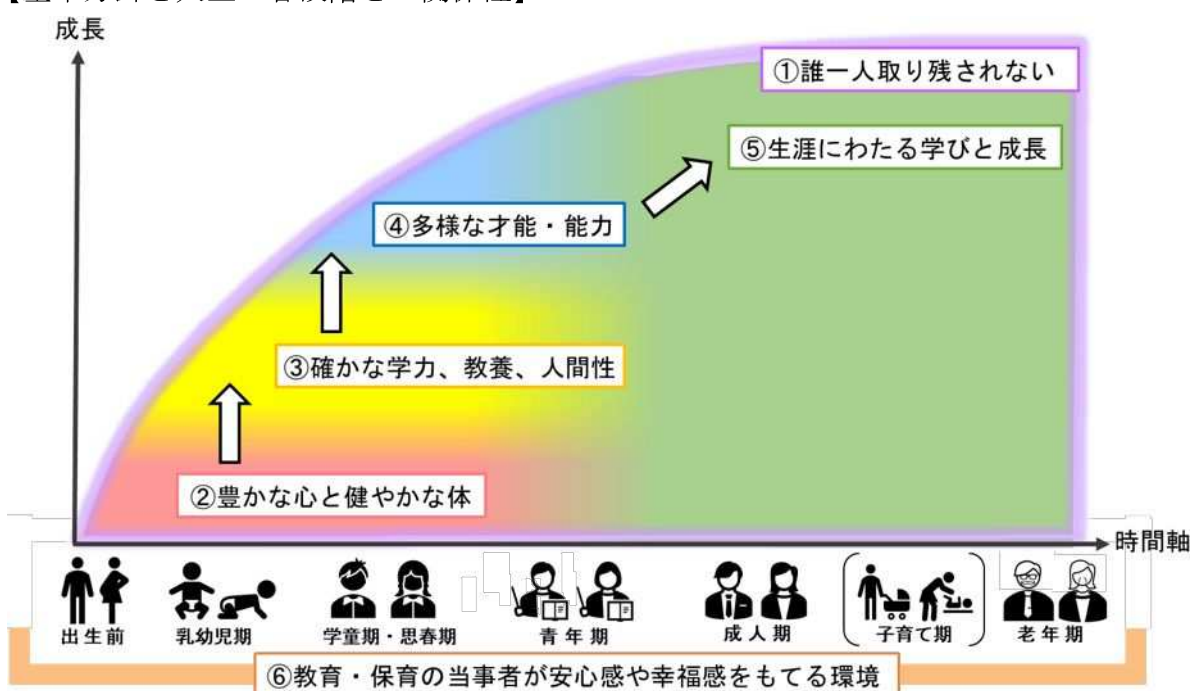
そのような社会の下、一人ひとりが心豊かで幸せを感じられる人生を送ることができる基礎を作るとともに、生涯を通じた主体的な学びにより、持続可能な社会を支える人を育てていきます。

6 基本方針・重点的な取組

全世代・全市民を対象とした6つの「基本方針」は、以下のとおりです。

- ・ **基本方針1** 「誰一人取り残されず、全ての人の可能性が引き出される」
- ・ **基本方針2** 「子どもの豊かな心と健やかな体を育む」
- ・ **基本方針3** 「確かな学力と幅広い知識の下、豊かな教養と人間性を高める」
- ・ **基本方針4** 「新たな時代で活躍できる多様な才能・能力を伸ばす」
- ・ **基本方針5** 「生涯にわたる学びと成長の好循環を生み出す」
- ・ **基本方針6** 「教育・保育の当事者が安心感や幸福感をもてる環境を整える」

【基本方針と人生の各段階との関係性】



本大綱は、全世代にわたって、①誰一人取り残されず、全ての人の可能性が引き出されることを前提にしています。

そして、②乳幼児期からの豊かな心と健やかな体という土台の上に、③主体的に学び、行動し、課題解決に向かう資質や能力といった確かな学力を身につけるとともに、豊かな教養と人間性を高めていきます。その上で、④新たな時代で活躍できる、多様な才能・能力を伸ばしていくことにつなげます。

さらに、⑤大人になってからの学び直しや学びの継続による、生涯にわたる学びを通じて、専門的能力や職業実践力を高め、成長する、学びと成長の好循環を生み出します。

これらを下支えするものとして、⑥教育・保育の当事者が安心感や幸福感をもてる環境を整えます。

基本方針 1 誰一人取り残されず、全ての人の可能性が引き出される

(趣 旨)

一人ひとりの幸福感を高めるためには、全ての市民に学びの機会が保障されとともに、多様な人材が参画し、活躍できる社会を実現する必要があります。

その実現に向け、性別・年齢・国籍等の違い、性的マイノリティ※の存在、障がいの有無などの多様性を認め、他者の考えや価値観を認め合うことのできる教育環境を、個々の状況に応じて整えることで、一人ひとりが自らの目標をもって、学びに取り組むことができるようになります。

※性的マイノリティとは、性的少数者ともいい、以下の頭文字をとって「LGBTQ」という言葉が総称としてよく使用されます。Lesbian：性自認が女性で、恋愛・性愛対象が女性の人、Gay：性自認が男性で、恋愛・性愛対象が男性の人、Bisexual：恋愛・性愛対象が男性・女性両方の人、Transgender：出生時の性とは異なる性自認の人、Questioning：性自認や性的指向が明確でない人。

そこで、誰一人取り残されず、自らの可能性が引き出されるよう、市と医療機関等が連携し、家庭の状況や障がいの状態、心身の発達の段階等に合わせ、一人ひとりの抱える課題を早期に発見し、支援する体制を整えます。そして、その課題について、子ども本人のみならず、保護者に対しても支援をします。

本市の発達が気になる4歳児・5歳児の人数は、令和4年度 529 人に対し、令和5年度 616 人と急増しており、個々の状況に応じた支援が求められています。そのため、発達の気になる子を早期に発見し、成長や発達の段階に応じた、切れ目のない支援をします。

また、本市の児童生徒 1,000 人当たりの不登校児童生徒数は、令和4年度 36.1 人に対し、令和5年度 44.1 人と約 1.2 倍になり、全国平均の 37.2 人と比較して、高い水準にあります。そのため、子どもの学びの機会を保障するための個々の状況に応じた、きめ細かな対応を行い、将来の社会的自立につながる支援をします。

さらに、本市に居住する外国人が年々増加していることを踏まえ、多文化共生の視点から、その学びを保障するための支援をします。



重点的な取組

- 発達の気になる子を早期に発見し、成長や発達の段階に応じた、切れ目のない支援をします。
- 将来の社会的自立につながる不登校対策や、学びの機会を保障する外国人支援をします。

基本方針２ 子どもの豊かな心と健やかな体を育む

(趣 旨)

「子どもの出生前から乳幼児期まで」は、生涯にわたる幸福感の基礎を培う最も重要な時期です。

乳幼児期における子どもは、生きるために基本的なことの全てにおいて、保護者や身近な大人と関わり、影響を受けます。そして、子どもと保護者との間で安定した愛着が形成されることで、子どもに周囲の人や社会への信頼感と安心感が生まれます。

さらに、子どもは、自分自身が、かけがえのない個性ある存在と周囲に認められることにより、自己肯定感をもって成長していきます。

このような保護者と子どもとの間の安定した愛着形成には、子どもの出生前から、保護者が子どもの育ちについての関心や理解を深めることが重要です。

また、子どもは、乳幼児期の家庭の中という守られた世界での大人との関わりの下、多様な遊びと体験を通じて、家庭以外の世界とふれあいを重ね、創造性や好奇心、想像力などを養うとともに、運動能力を高め、健やかな体を育みます。

そこで、保護者と子どもとの間の安定した愛着形成により、子どもの豊かな心の成長が育まれるよう、出生前の保健師等の面談や訪問をはじめ、保護者同士の交流の場や、親子で楽しめるふれあい遊びの機会を提供します。

本市の幼児教育・保育の現場では、障がいや発達の種類により、特別な支援を必要とする子どもが増加しています。そのため、子ども一人ひとりの多様な状況に応じた対応が求められています。

そこで、保育教諭の経験の多寡に関わらず、適切な対応ができるよう、幼児教育・保育の現場と、専門機関の連携した支援体制を整えます。

また、本市が、令和５年度に実施した調査では、半数近くの子育て世帯から、子どもの遊び場を拡充してほしいとの回答がありました。このことを踏まえ、年齢や発達の種類に応じた、多様な遊びと体験の機会を提供するため、子どもが様々な遊具や体験を楽しめる施設を整えます。

重点的な取組

- 安定した愛着形成の下、幼児教育・保育を通じて、子どもの豊かな心の成長を支援します。
- 年齢や発達の種類に応じた、多様な遊びと体験の機会を提供します。

基本方針 3 確かな学力と幅広い知識の下、豊かな教養と人間性を高める

(趣 旨)

子どもは、学校教育の中で学ぶ知識や技能に加え、主体的に学び、行動し、課題解決に向かう資質や能力といった「確かな学力」を身につけることで、自ら社会と関わり、様々な経験を積んでいきます。その過程において、子どもは、「幅広い知識」を習得し、ものの見方や考え方などの「教養」や、他者への思いやりなどの「人間性」を高めます。

そして、子どもが、本市の豊かな自然環境や歴史、風土に培われた、地域に根差した伝統芸能や祭りといった文化に触れ、学ぶ機会に加え、広く社会や世界に目を向ける機会をもつことは、本市や地域への愛着と誇りを育むとともに、その発展に寄与する人材の育成につながります。

地域や社会と関わりをもち、身の周りにある課題を広い視野をもって考え、主体的に対応する力を伸ばすことは、義務教育にとどまらず、のちの高等学校から大学等の高等教育、生涯学習においても重要です。

令和6年度全国学力・学習状況調査で、「分からないことがあったとき、自分で学び方を考え、工夫することができる」と答えた本市の子どもの割合は、小学校78.0%、中学校76.0%であり、全国平均と比較して、小学校は2.7%、中学校は2.6%下回っています。そのため、子どもの学びにおける主体性を高める教育が求められています。

そこで、これまでの学校教育における「同じペース」「同じ内容」「同じ方法」にとらわれない、個々の理解度や関心に応じた学びの機会を提供することで、学びに対する一人ひとりの好奇心を高め、それにより学びの主体性を養い、生涯を通じて学び、教養を高めていく人材を育てていきます。

また、他者の立場や考えを理解し、尊重するといった人間性の向上につなげるため、クラスや学年、学校の境界を越えて混ざり合い、他者と協力しながら進める学びといった、多様性を重視した学びの機会を提供します。

そして、自ら課題を発見し、答えを導き出す力を育むことを目的とした課題解決型学習を通じて、子ども同士の協働に加え、教職員、地域の人などとの対話から、他者の考え方を手掛かりに自らの考えを広げ、深めていく「主体的・対話的で深い学び」につながる教育を実施します。



重点的な取組

- これまでの「同じペース」「同じ内容」「同じ方法」にとらわれない、個々の状況に応じた学びの機会を提供します。
- 「主体的・対話的で深い学び」につながる教育を実施します。

基本方針 4 新たな時代で活躍できる多様な才能・能力を伸ばす

(趣 旨)

社会の持続的な発展のためには、新たな時代で活躍できる人材を養成することが重要です。また、身近な地域や社会の複雑かつ困難な課題解決に必要となる、新たな価値を生み出す創造性を培うためには、多様な才能や能力を埋もれさせず、伸ばしていく必要があります。

そのためには、知識の暗記や定められた事柄だけを一方的に教える教育ではなく、様々な分野の知の融合こそが、社会に大きな変化をもたらすとの発想の下、多様な才能・能力を生かす教育が求められます。

令和6年度全国学力・学習状況調査で、「先生はあなたのよいところを認めてくれていると思う」と答えた本市の子どもの割合は、小学校86.6%、中学校88.1%であり、全国平均と比較して、小学校は3.3%、中学校は2.3%下回っています。そのため、子ども一人ひとりの才能や能力といった個性を認め、伸ばすための教育が求められています。

そこで、学校が大学や企業との連携により、子どもに対して地域や社会がもつ学術的な知見に触れる機会や、実務的な体験を提供することで、子ども一人ひとりの才能や能力を生かし、伸ばすことのできる「高度な学び」の機会を提供します。

また、自ら地域や社会の課題を見つけ、解決策を探究するために必要な知識や能力を身につけ、新たな価値を生み出していく精神を育む起業家教育（アントレプレナーシップ教育）を展開します。

さらに、デジタルやグリーン（脱炭素）などの成長分野をはじめ、スポーツや芸術などの様々な分野で多様な才能、能力を生かして活躍する人材を身近に感じ、将来の自分と重ね合わせ、目指すことのできる機会や、起業家が生まれる環境を整えます。

一人ひとりの才能や能力を生かし、伸ばしていくとともに、新たな価値を生み出す精神を育むことで、持続可能な社会を支える人を育てていきます。



重点的な取組

- 大学や企業と連携し、一人ひとりの才能・能力を伸ばす高度な学びの機会を提供します。
- デジタルなどの成長分野をはじめ、スポーツや芸術などの様々な分野で活躍できる人材や、起業家が生まれる環境を整えます。

基本方針 5 生涯にわたる学びと成長の好循環を生み出す

(趣 旨)

入社から定年まで同一組織で働く人生から、キャリアの途中での学び直しや転職、起業など、一人ひとりの進路や働き方が多様化する人生へと転換してきています。

社会・企業において、個人に求められる知識や技能、技術が目まぐるしく変化する中では、誰もが、生涯を通じて、自らに求められる新たな知識や技能等の獲得に努めることができる環境の整備が求められます。

そして、学び直しや転職等を通じ、自らの意思により自身の能力を高め、様々な社会環境の変化に柔軟に対応できるような環境を整えることが重要であり、リカレント教育※をはじめとする生涯学習の必要性が高まっています。

※リカレント教育とは、学校教育を修了した後においても、自らの必要に応じて、再び学校等で受ける教育を指し、自らの職業とは直接的に結びつかない知識や教養等に関する学び直しを含む概念として用いられます。

そこで、時代の変化に適応し、職業上新たに求められる知識や技能等を習得するリスキリングの機会を提供します。また、実用的な経験や技術に基づき、課題を解決することができる知識や技能等を身につける「実学を重視したリカレント教育」の提供により、地域社会や経済を支える人材を育てていきます。

さらに、職業や課題解決に求められる知識や技能等の習得のための学びに加え、地域や経済界との連携により、「人生を豊かにするための学び」や「他者との学びあい」の機会を提供することで、個人一人ひとりのニーズに応じた学びを身近なものにします。

それにより、誰もが、学びたいときに、学びたい内容を学ぶことができ、学んだ内容を社会の中の実践で生かすことで成長し、新たな学びにつなげていくといった、生涯を通じた学びと成長の好循環を生み出します。



重点的な取組

- 自らの知識や技能等を高めていくリスキリングの視点を含め、地域社会・経済を支える実学を重視したリカレント教育を提供します。
- 地域や経済界との連携により、様々な学びを提供し、学んだ内容を社会の中の実践で生かすことで成長できる、生涯を通じた学びの機会を提供します。

基本方針6 教育・保育の当事者が安心感や幸福感をもてる環境を整える

(趣 旨)

保護者の幸福感を高めることは、子どもの幸福感を高めていく上で欠かせません。そのため、保護者が自己肯定感とゆとりをもち、子どもに向き合えるよう、社会全体で切れ目なく、子育てを支援していくことが重要です。

身近に相談相手のいない保護者が増加しています。そのような保護者が一人で子育ての悩みを抱え込まないよう、困ったときに相談ができ、必要な支援を得られる環境を整えるなど、安心して子育てができるようにする必要があります。

そこで、保護者が、経済的な不安や孤立感に悩むことなく、安心感や幸福感をもって子育てできるよう、子どもの学習機会や居場所の提供を行うとともに、訪問型支援など、専門性をもった人材が保護者に寄り添い、その解決のために伴走します。

また、学校教育や保育の現場では、子どもたちが抱える困難の多様化・複雑化により、それらへの対応における負担の増加から、教師や保育教諭等の教育・保育の当事者の長時間勤務の常態化や人材不足等が課題となっています。

本市が令和5年度に市内の小・中学校の教師を対象に実施した調査では、「子どもと向き合う時間などが十分確保できていると感じている」の質問に対し、「とても感じている・まあまあ感じている」と回答した割合は36%にとどまります。そのため、教師一人ひとりが担う業務の見直しを行い、子どもと向き合う時間を十分に確保できる環境を整える必要があります。

そこで、DX※の推進による事務量の削減を行うとともに、外部人材の活用など地域の多様な人材を学校教育や保育の現場に取り入れることで、教育・保育の当事者の負担を軽減します。それにより、教師や保育教諭が、教師や保育教諭でなければできない業務に注力でき、志気高く、誇りをもって子どもに向き合うことができる環境を整えます。

※DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、デジタル化でサービスや業務、組織を変革することを指します。



重点的な取組

- 経済的な不安や孤立感に悩むことなく、安心感や幸福感をもって子育てができるよう保護者を支援します。
- デジタル技術や外部人材などの活用により、教育・保育の当事者の負担を軽減します。

【静岡市教育大綱】

静岡市

総合政策局企画課